<u>質問書に対する回答</u> 首都圏中央連絡自動車道 多古北工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書24-33-1 (1)補正 係数による補正 ①労務費	『24-33-1 (1)①』において、労務費の補正額の対象は、『設計金額における労務費の総額』と記載されております。この『労務費の総額』の考え方について、例えば労務費が 労務単価=¥A、数量=1人日 のみの工事の積算で採用された歩掛において、労務費にa%の諸雑費がかかる場合、『労務費の総額』とは、①A×1、②A×(1+a/100)、③その他、のうちのどれでしょうか。③の場合には『労務費の総額』の計算式を合わせてご教示願います。	積算に関する質問については、お答えできません。
2		『24-33-1 (1)②』において、機械経費(賃料)の補正額の対象は、『設計金額における機械経費(賃料)の総額』と記載されております。この『機械経費(賃料)の総額』の考え方について、例えば機械経費(賃料)が 賃料単価=¥B、数量=1台日 のみの工事の積算で採用された歩掛において、機械賃料にb%の諸雑費がかかる場合、『機械経費(賃料)の総額』とは、①B×1、②B×(1+b/100)、③その他、のうちのどれでしょうか。③の場合には『機械経費(賃料)の総額』の計算式を合わせてご教示願います。	積算に関する質問については、お答えできません。
3	特記仕様書24-33-1 (3)稼働 率による補正	『24-33-1 (3)』において、機械経費(損料)の補正額は、『4週8休の…標準稼働率は下表のとおりとし、土木工事積算基準による算定との差額を補正額とする』と記載されております。この『土木工事積算基準による算定との差額』の考え方について、例えば機械経費(損料)が1機種のみ計上される工事で、『土木工事積算基準』による日損料=¥M、『4週8休の標準稼働率』による日損料=¥N、とします。この工事で採用された歩掛における数量=1日で機械損料にp%の諸雑費がかかる場合、『土木工事積算基準による算定との差額』とは、①(NーM)×1、②(NーM)×(1+p/100)、③その他、のうちどれでしょうか。③の場合には『土木工事積算基準による算定との差額』の計算式を合わせてご教示願います。	積算に関する質問については、お答えできません。